

## 「基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案」に対して提出された意見と総務省の考え方

## －V-Low マルチメディア放送の周波数の有効利用－

【意見募集期間:平成 27 年6月3日(水)～平成 27 年7月3日(金)】

No	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
1	第1 総則 6 (注2)	告示案に賛成致します。 弊社と国土交通省他が行った実験結果において、V-Lowマルチメディア放送波を1/7MHz下側にオフセットをかける事で、ローライザーに対する許容値が改善される事が判っており、今回の周波数配置により、航空無線航行システムとの干渉について、現行案以上にガードバンドが確保される事になり、双方にとってより安全に運用する事が可能となります。  【株式会社VIP】	本変更案に賛同の御意見として承ります。	なし
2	第1 総則 6 (注2)	告示案に賛成致します。 108MHzで隣接する航空無線システムに対し、より安全なガードバンドを確保する事で、既存の航空無線システムに干渉を起こす事なくV-Lowマルチメディア放送が運用可能となると考えます。  【九州・沖縄マルチメディア放送株式会社】	本変更案に賛同の御意見として承ります。	なし
3	第1 総則 6 (注2)	告示案に賛成致します。 108MHzで隣接する航空無線システムに対し、より安全なガードバンドを確保する事で、既存の航空無線システムに干渉を起	本変更案に賛同の御意見として承ります。	なし

No	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
		<p>こす事なくV-Lowマルチメディア放送が運用可能となると考えます。</p> <p>【北日本マルチメディア放送株式会社】</p>		
4	第1 総則 6 (注2)	<p>告示案に賛成致します。</p> <p>108MHzで隣接する航空無線システムに対し、より安全なガードバンドを確保する事で、既存の航空無線システムに干渉を起こす事なくV-Lowマルチメディア放送が運用可能となると考えます。</p> <p>【大阪マルチメディア放送株式会社】</p>	本変更案に賛同の御意見として承ります。	なし
5	第1 総則 6 (注2)	<p>告示案に賛成致します。</p> <p>108MHzで隣接する航空無線システムに対し、より安全なガードバンドを確保する事で、既存の航空無線システムに干渉を起こす事なくV-Lowマルチメディア放送が運用可能となると考えます。</p> <p>【中国・四国マルチメディア放送株式会社】</p>	本変更案に賛同の御意見として承ります。	なし
6	第1 総則 6 (注2)	<p>告示案に賛成致します。</p> <p>108MHzで隣接する航空無線システムに対し、より安全なガードバンドを確保する事で、既存の航空無線システムに干渉を起こす事なくV-Lowマルチメディア放送が運用可能となると考えます。</p> <p>【東京マルチメディア放送株式会社】</p>	本変更案に賛同の御意見として承ります。	なし
7	第1 総則 6 (注2)	<p>告示案に賛成致します。</p> <p>108MHzで隣接する航空無線システムに対し、より安全なガードバンドを確保する事で、既存の航空無線システムに干渉を起</p>	本変更案に賛同の御意見として承ります。	なし

No	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
		<p>こす事なくV-Lowマルチメディア放送が運用可能となると考えます</p> <p style="text-align: center;">【中日本マルチメディア放送株式会社】</p>		
8	第1 総則 6	<p>弊社ではローカライザーをはじめとする航空保安無線施設を設置運用しています。</p> <p>この度の意見募集は弊社施設が使用する周波数帯への混信に関する内容と受け止め、航空無線周波数への影響低減には有効と思慮し、賛同いたします。</p> <p>また、航空保安無線施設の免許人として以下のお願いをさせていただきます。</p> <p>今回の告示案（注2）により弊社が現在管理する無線施設に対するV-LOWマルチメディア放送の影響は少なくなると思われませんが、弊社は「安全を徹底して追及し、信頼される空港を目指します」という経営ビジョンからも利用される航空機が安全に利用いただけるよう努めております。つきましては、弊社が使用する航空保安無線施設について影響の度合いを調査の上、開示をお願いいたします。</p> <p>仮に弊社施設に影響があった場合、航空機の安全運航に関わる重大な問題となりますのでこれを防止するために関係免許人に対し必要なご対策及び指導をお願いいたします。</p> <p>（弊社施設の利用者は航空機であるため、混信等の障害については航空機からの報告以外に直接確認する手段を持っていませんので、航空機からの受信障害報告があった場合には速やか</p>	<p>本変更案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>航空無線航行システムへの影響について調査を行った結果、御社の航空保安無線施設等への影響はないと考えられますが、総務省においては、V-Low マルチメディア放送の特定基地局から航空無線航行業務用の無線局（当該無線局の航空機受信設備を含む）の運用に支障を与えることの無いよう、無線局免許の条件を付する等、V-Low マルチメディア放送を行う放送事業者に指導を徹底してまいります。今後も万が一の事態に備えて、混信等を防止するための対策を関係免許人同士で協議する体制を確保するよう、万全を期した対応を行ってまいります。</p> <p>また、V-Low マルチメディア放</p>	なし

No	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
		<p>に必要な処置がとれる体制が確保出来る様にご指導お願いいたします。)</p> <p>今後V-Low帯周波数の計画を立てるに当たり事前に関係免許人に詳細情報を提供していただくとともに、混信が発生した場合、総務省様が関係免許人に対し適切な処置、指導を行っていただくようお願いいたします。</p> <p>また、引き続き、混信をなくすための新たな技術検討及び対策をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【成田国際空港株式会社】</p>	<p>送の置局計画や周波数の使用計画については、関係免許人に情報提供しているところですが、今後変更がある場合等には詳細情報を提供し、混信等を防止するための技術検討や対策を講ずるよう、関係免許人に対し引き続き適切な処置、指導を行ってまいります。</p>	
9	全般	<p>本告示案では、上隣接周波数帯である航空無線帯に対し、ガードバンドが拡がり、航空無線システムとの干渉が軽減させる方向になりますので、弊社としては賛成致します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日立国際電気】</p>	<p>本変更案に賛同の御意見として承ります。</p>	なし
10	第1 総則 6 (注2)	<p>「混信または混信の可能性が発生しこれを回避するために真に必要な場合は105.428571MHzの周波数を使用することができる。」</p> <p>この一文があることによって混信対策にも寄与し、周波数選択の自由度が増し、より柔軟な周波数使用が可能となり、効率的な放送区域が確保できるものとなるため、この告示案に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【日本アンテナ株式会社】</p>	<p>本変更案に賛同の御意見として承ります。</p>	なし
11	第1 総則 6 (注2)	<p>弊社は、V-Lowマルチメディア放送の防災ラジオ型端末を始め、各種受信端末を企画・開発・販売しております。今回の周波数配置の追加については、他無線システムへの干渉が軽減さ</p>	<p>本変更案に賛同の御意見として承ります。</p>	なし

No	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
		<p>れ、V-Lowマルチメディア放送のいち早い放送開始が期待できることから、賛成致します。</p> <p>しかしながら、この時期における変更は、すでに生産段階に入った受信機に対し仕様の変更や特性評価のやり直しが発生致します。その結果、追加の開発コストが発生するとともに受信機の市場投入に遅れが生じることをご理解いただければと存じます。</p> <p style="text-align: right;">【加賀ハイテック株式会社】</p>		
1 2	全般	<p>V-Lowマルチメディア放送用送信機の使用周波数帯として適しています。</p> <p>従って、今回の告示案に賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p>	<p>本変更案に賛同の御意見として承ります。</p>	なし
1 3	全般	<p>原案に反対です。207.5～222MHzをV-lowマルチメディア放送、90～108MHzをFM放送にすることで、使用できない電波帯域を減らすことが可能となり、より多くの電波資源を有効利用することができると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人①】</p>	<p>90MHz を超え 108MHz 以下の周波数帯の使用については「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」（平成 25 年 9 月 27 日策定）のとおり、特に 99MHz を超え 108MHz 以下の周波数帯については、V-Low マルチメディア放送に使用することとされています。</p> <p>本変更案は、当該周波数帯に</p>	なし

No	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
			において、V-Low マルチメディア放送に使用される周波数の柔軟な使用を可能とするものです。	
14	全般	最低限、将来の「FM補完」拡大や、ラジオ難聴対策用に、ガードバンド(95～99MHz)の転用は反対。  【個人②】	95MHz を超え 99MHz 以下については、「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」（平成 25 年 9 月 27 日策定）のとおり、今後、V-Low マルチメディア放送に係る放送局の置局の際に混信を回避するために真に必要な場合等に用いることとされています。	なし
15	全般	告示案に賛成いたします。 告示案 6 項注 2) 記載の 105. 571429MHz の近傍周波数においては航空無線航行システム（計器着陸システム）の無線局が 108. 1MHz にて運用されています。 航空機の安全に寄与する航空無線航行システムを堅持し且つ国民の安全安心に寄与する V-LOW マルチメディア放送を行うためには、V-LOW マルチメディア放送による航空無線航行システムへの干渉を回避する急峻な減衰特性を有するフィルタの適用が V-LOW マルチメディア放送の送信機に必須ですが、告示案の注 2) 記載の 105. 428571MHz の周波数の電波を使用して V-LOW マル	本変更案に賛同の御意見として承ります。	なし

No	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
		<p>チメディア放送の中心周波数を108.1MHzからさらに離すことで、より減衰量が大きなフィルタを適用することが可能になります。</p> <p>今回の告示案は、航空無線航行システムとV-LOWマルチメディア放送の混信回避をより確実なものとし、国民の安全安心はさらに強化されます。</p> <p>したがって、今回の告示案に賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人③】</p>		
16	全般	<p>1：最近の日本各地の「FM補完放送」の順調な拡大や、対応ラジオ新製品の順調な新規発売を反映し、さらに発展させるため、現在、90～95MHzで足りないFM用周波数を、以前は「ガードバンド」の95～99MHzも使えるように、FM用周波数の拡大を考えるべきと思います。</p> <p>2：そのため、97MHz付近のガードバンドだった周波数を、V-Lowマルチメディア放送用にするのは、反対する意見として提出いたします。</p> <p>3：今回の変更案のパブリックコメント募集は、108MHzより上の航空無線周波数への混信対策ですが、そのような、万が一の場合、電波混信が人命にかかわるような問題について、微修整のようなわずかな周波数変更だけをもって、技術問題が解決したから新しい放送局の開局を認めようという判断は、かなりの危惧を持たざるをえません。97MHzの使用が楽なのかもしれませんが、各地で順調なFM補完放送の拡大用に、ガードバンドだった97MHz付近の周波数を使</p>	<p>90MHz を超え 108MHz 以下の周波数帯の使用については「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」（平成 25 年 9 月 27 日策定）のとおり、特に 95MHz を超え 99MHz 以下については、今後、V-Low マルチメディア放送に係る放送局の置局の際に混信を回避するために真に必要な場合等に用いることとされています。</p>	なし

No	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
		<p>うべきです。</p> <p>4：今年3月の決算報道の中に、V-Highで開局中のmmbi社の累積赤字が多額とあります。V-Lowマルチメディア放送を開局しても、経営が成り立たないであろうという問題点が容易に予想できるので、現在の開局準備作業を続けさせるべきなのか、mmbi社の過去4年ほどの放送実績をよく検討して、再度判断がやり直されるべきだと思います。</p> <p>5：mmbi社の設備は最大33セグメントを収容できますが、今年の段階で、26セグメントで放送中で、あと7セグメントの空き設備が残っています。7セグメントの空きなら、V-Lowマルチメディア放送で当面予定されている、3セグメントや6セグメントの放送に利用することも十分に可能なはずです。V-Lowの新規放送は、既存のV-High放送に合流させたほうが、販売済の多数のNOTTV用スマートフォンやタブレットも活用できて、対応受信機がまだ少ないV-Low放送の問題解決にも役立ちます。</p> <p>6：国際的には、87～108MHzが共通してFM放送用であり、他国と互換性の無い、マルチメディア放送の開始は取り止めるべきだと思います。</p> <p>7：欧州などは170～240MHzがDAB方式デジタルラジオで、既にFM放送廃止する国も出始めました。日本でV-High放送の開発を続け、DABの世代交代時に、各国に売り込むべきと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人④】</p>		